

## 出資業務規程

令和 3 年 3 月 3 1 日 規程令和 3 - 1 7 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が行う出資等に係る業務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (出資等に係る基本方針)

第 2 条 機構は、この規程に基づく出資等を行うことによって、出資先による機構の研究開発の成果の活用及び事業化を促進し、機構の研究開発の成果の最大化及び社会実装の実現に貢献するとともに、我が国の産業競争力並びに産業科学技術基盤の維持及び強化に寄与するよう取り組むものとする。

### (定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「知的財産権」とは、知的財産活用規程（規程第 1 5 - 4 6 号）第 2 条第 2 項に規定する知的財産権（出願前のものを除く。）をいう。

(2) 「出資財産」とは、機構の財産のうち次のいずれかのものであって、この規程に基づき出資に用いるものをいう。

ア 自己収入を財源とする金銭

イ 資産取扱要領（財務部長通達第 1 5 - 1 号）第 3 条第 1 号に定める資産のうち貯蔵品及び有形固定資産のうち設備に該当するもの。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）に基づき、補助金等で購入されたものについては、同法第 2 2 条に定める手続きを終えたもの、又は減価償却を終えたものに限る。

ウ 知的財産権

(3) 「株式等」とは、次のものをいう。

ア 株式

イ 新株予約権

ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）第 3 条に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 1 7 年法律第 4 0 号）第 3 条に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

(4) 「出資」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 2 0 年法律第 6 3 号。以下「科学技術・イノベーション活性化法」という。）第 3 4 条の 6 第 1 項

各号に掲げる者が発行する株式等を引き受け、引き換えに出資財産を給付することをいう。

- (5) 「出資等」とは、前号の出資財産の給付並びに人的及び技術的援助の提供をいう。
- (6) 「人的及び技術的援助」とは、研究開発の成果の実用化に関する専門人材の紹介、出資先に対する機構の職員による研究開発の成果の実用化に向けた試験の支援及び助言その他の出資先に対する課題解決のための手段を提供することをいう。
- (7) 「株式等の処分」とは、機構が取得した株式等を譲渡又は売却することをいう。
- (8) 「出資先」とは、科学技術・イノベーション活性化法 第34条の6第1項各号に掲げる者をいう。

(出資等の対象)

第4条 機構は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者に対して、出資することができる。

(1) 次の法人のいずれかであること

- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号のうち株式会社、合同会社、合名会社又は合資会社
- イ 会社法第2条第2号の外国会社のうち株式会社、合同会社、合名会社又は合資会社と同種若しくは類似のもの
- ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条に規定する投資事業有限責任組合
- エ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合
- オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
- カ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人
- キ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 十分な社会的信用を有すること。

(3) その他新事業促進部長が必要と認める基準に適合すること。

(出資の決定等)

第5条 理事長は、出資委員会の審議の結果を踏まえ、出資先の選定（前条に該当する者に限る。）及び出資条件その他の出資の実施に必要な事項を決定する。出資先に対して更に出資する場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、理事長は、出資委員会の審議の結果を踏まえ、出資に関して

機構が保有する株式等の処分及び株主の権利の行使に関する事項を決定する。

- 3 理事長は、前2項に定める事項を決定するに当たっては、理事会議の審議を経て行うものとする。この場合、新事業促進部担当理事が出資統括者からの報告を踏まえ理事会議に附議するものとする。

(出資統括者等)

第6条 機構は、出資等に係る業務を統括する者として、出資統括者を置く。

- 2 出資統括者は、新事業促進部担当理事をもって充てる。
- 3 出資統括者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 出資委員会に諮問する事項の決定及び諮問の実施
  - (2) 出資審査会に附議する事項の決定及び附議の実施
  - (3) 出資先に対する人的及び技術的援助の実施及び実施内容の決定
  - (4) 出資先の事業計画の進捗状況、経営状況及び経営課題等の定期的な確認
  - (5) 出資業務の実施に当たり理事長から委託された事項
  - (6) 前各号に付帯する業務
- 4 新事業促進部担当理事は、出資統括者に対し前項第1号に掲げる事項に係る出資委員会の審議結果の報告を求めるものとする。
- 5 出資統括者は、第3項第4号に掲げる確認の結果、出資先に対して必要な措置を講じる必要があると判断した場合には、理事長にその旨報告するものとする。

(出資管理者)

第7条 機構は、出資等に係る業務を行う者として、出資管理者を置く。

- 2 出資管理者は、新事業促進部長をもって充てる。
- 3 出資管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 出資先の候補者その他外部からの出資等に係る業務に関する相談への対応
  - (2) 出資先の候補者に係る経営戦略及び経営状況に関する調査
  - (3) 出資先に対する人的及び技術的援助の実施に係る調整
  - (4) 出資委員会に諮問される事項に関する事務
  - (5) 出資審査会に附議される事項に関する事務
  - (6) 前各号に付帯する事務

(出資委員会)

第8条 機構は、出資先の選定その他出資に係る業務の実施に関する必要な事項の審議を行うため、出資委員会を設置する。

- 2 出資委員会は、別に定めるところに従い、出資統括者の諮問に係る事項を審議する。
- 3 出資委員会の委員長は、前項の審議の結果を出資統括者に報告する。

4 前各項に定めるもののほか、出資委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(出資審査会)

第9条 機構は、出資先の候補者の選定、人的及び技術的援助の実施並びに出資業務の運営に係る妥当性を担保することを目的として、出資審査会を置く。

2 出資審査会は、別に定めるところに従い、出資統括者の附議に係る事項を審議する。

3 出資審査会は、前項の審議の結果を出資統括者に報告する。

4 前各項に定めるもののほか、出資審査会の運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(出資財産の価額)

第10条 出資統括者は、出資財産の価額について、必要に応じて鑑定評価に関する業務を行う。

(出資契約等)

第11条 機構は、出資を実施するにあたり、出資先との間において出資に関する契約(以下「出資契約」という。)を締結する。

2 前項の出資契約は、理事長の承認を経て理事長名義で締結するものとする。

3 出資契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 機構が取得する株式等の種類及びその数

(2) 機構が出資する額及びその内容

(3) 知的財産権を現物出資する場合にあつては、当該知的財産権の取扱いに関する事項

(4) 反社会的勢力の排除に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、出資の実施に当たり必要と認める事項

4 出資契約に係る事項については、この規程に定めるもののほか、新事業促進部長が別に定める。

(株主間契約)

第12条 機構は、出資先に機構以外の他の出資者がいる場合又は他の出資者による出資が予定される場合、必要に応じ、当該他の出資者との間において出資等の条件その他出資等に係る事項を内容とする契約を締結するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の契約を締結する場合に準用する。

3 株主間契約に係る事項については、この規程に定めるもののほか、新事業促進部長が別に定める。

(出資先に対する必要な措置等)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保有する出資先の株式等の処分、事業譲渡及び合併等の支援その他機構が必要と判断する措置を講じるものとする。

- (1) 出資先の経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される場合。
- (2) 出資先の役員及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合。
- (3) 機構の保有する株式について第三者からの譲渡の申し出があった場合。
- (4) その他機構が必要と判断した場合。

(株主の権利の行使)

第14条 理事長は、必要に応じ、出資先に対して株主としての権利を行使する。

- 2 前項による株主の権利を行使の内容が重要なものである場合、当該権利の行使について、理事長は、出資統括者に対し、出資委員会に諮問することを指示するものとする。
- 3 第6条第4項の規定は、出資統括者が前項による出資委員会の審議結果を受けた場合に準用する。

(株式等の処分)

第15条 理事長は、必要に応じ、出資に関して取得した株式等を処分する。

- 2 前条第2項及び第3項の定めは、前項による株式等の処分を行う場合に準用する。この場合、同条第2項中「前項による株主の権利を行使の内容が重要なものである場合、当該権利の行使について」とあるのは、「前項による出資に関して取得した株式等を処分する場合、当該株式等の処分について」と読み替えるものとする。

(利益相反マネジメント)

第16条 機構は、出資等に関し生じ得る利益相反について、利益相反マネジメント規程(規程第26-12号)に基づき適切に管理するものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、出資等に係る業務の実施に関し必要な事項は、新事業促進部長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日 規程令和第3-17号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 出資委員会設置規程

令和3年3月31日 規程令和第三-18号

### (目的)

第1条 この規程は、出資業務規程(規程令和第三-17号)第8条に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)に設置される出資委員会(以下「委員会」という。)の構成及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、出資業務規程に定めるところによる。

### (任務)

第3条 委員会は、出資統括者の諮問に係る次の各号の事項について審議する。

- (1) 出資先の選定(追加の出資も含む。)及び出資の条件に関する事項
- (2) 出資に関して機構が保有する株式等の処分に関する事項
- (3) 株主の権利に関する事項のうち、重要と認められるもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、出資統括者が特に必要と判断する事項

### (構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうち、理事長が委嘱又は指名する者をもって構成する。

- (1) 出資に関する外部有識者 4名以内
  - (2) 機構の役職員 1名
- 2 理事長は、前項第1号の外部有識者に委嘱するにあたっては、出資に関する経験、出資先事業の対象分野に係る専門性及び審議の対象となる出資先に対する中立性を考慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、2年間以内(会計年度を基準とする)とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の定めにかかわらず、理事長は、委員長又は委員がその職務を継続することが適切ではないと認められる場合、委員長又は委員に対する委嘱又は指名を解くことができる。
- 5 委員長は、委員(第1項第1号のものに限る。)のうちから理事長が指名する。委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員(第1項第1号のものに限る。)がその職務を代理する。
- 6 委員長は、会務を統括する。
- 7 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の開催及び運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、前条に掲げる構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 前項の定めは、メールその他適宜の方法による委員会の開催を行うことを妨げない。
- 4 委員会は、非公開とする。
- 5 委員は、審議の対象となる事項について、客観的に中立性を疑われる場合その他利益相反関係の疑いがある場合には、委員長に事前に申し出なければならない。
- 6 委員長は、前項の申し出を受けた場合、理事長と協議の上、当該申し出を行った委員の審議の出席の可否を判断するものとする、
- 7 前項により出席を不可とされた委員は、審議に出席することはできない。
- 8 委員長は、委員会での審議の結果を出資統括者に報告する。

(守秘義務)

第6条 委員及び委員会の事務を担当する機構の職員は、委員会において知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、新事業促進部事業支援課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (令和3年3月31日 規程令和第3-18号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 出資審査会設置規程

令和3年3月31日 規程令和第3-19号

### (目的)

第1条 この規程は、出資業務規程(規程令和第3-17号)第9条に基づき国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)に設置される出資審査会(以下「審査会」という。)の構成及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、出資業務規程に定めるところによる。

### (任務等)

第3条 審査会は、出資統括者の附議に係る次に掲げる事項について審議する。

- (1) 出資先の候補者としての適否及び出資後の株式等の処分方針に関する事項
- (2) 出資先に対する人的及び技術的援助の実施及び実施内容
- (3) その他審査員長が重要と認めた事項

2 審査会の構成員は、前項に掲げる事項を審議するに当たっては、次の各号に定める項目について審査する。

- (1) 出資金の原資の確保及び支払計画に関する妥当性
- (2) 機構における中長期目標等との整合性
- (3) 出資等に係る機構のコンプライアンスの遵守
- (4) その他機構による出資等の実施に係る妥当性

### (構成等)

第4条 審査会の審査員長は、出資統括者をもって充てる。審査員長に事故がある場合は、審査員長が指名した委員がその職務を代理する。

2 審査員長は、審査会を代表し、会務を統括する。

3 審査会の構成員は、経営推進部長、総務部長、調達部長、財務部長及び審査員長が指名する者をもって構成する。

4 審査員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を審査会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

### (審査会の開催及び運営)

第5条 審査会は、審査員長が招集する。

2 審査会は、前条に掲げる構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

ただし、利益相反その他の事情により、審査員長が必要と認めた構成員のみをもって審査会を開催すると判断した場合は、この限りでない。

- 3 審査員長は、審査会の開催を必要に応じてメールその他適宜の方法による開催に代えることができる。
- 4 構成員は、審査会に出席することが出来ない場合、審査員長の許可を得た上で、当該構成員が指名する代理者を参加させることができる。
- 5 審査員長は、審査会での審議の結果を出資統括者に報告する。

(審議会の傍聴及び秘密の保持等)

第6条 構成員及び第4条第4項により審査会に出席する者以外の役職員は、審査会の審議を傍聴することはできない。ただし、審査会の事務を行う者及び審査員長が傍聴を許可した者については、この限りでない。

- 2 審査会に出席した者、審査会の審議を傍聴した者及び審査会の事務を行う者は、審査会で取り扱われた情報を不当に利用し、又は正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

第7条 審査会の事務は、新事業促進部事業支援課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が審査会に諮って定める。

附 則 (令和3年3月31日 規程令和第3-19号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## JAXA ベンチャー支援規程

平成16年3月16日 規程第16-19号  
改正 平成30年3月28日 規程第30-14号  
改正 令和2年3月26日 規程令和第2-22号  
改正 令和3年3月31日 規程令和第3-20号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、機構の知的財産又は機構の業務により獲得した知見を利用して事業を行う企業に対する支援を行うことについて必要な事項を定め、もって社会課題の解決又は産業の活性化等に寄与する事業創出を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号において定めるところによる。

- (1) 「知的財産」とは、知的財産活用規程（規程第15-46号）において定めるものをいう。
- (2) 「職員」とは、就業規則（規程第15-23号）及び就業特則（規程第15-24号）の適用を受ける職員（教育職職員を含む。）をいう。
- (3) 「JAXA ベンチャー」とは、第7条に基づき機構が認定した会社をいう。

### (支援措置等)

第3条 機構は、JAXA ベンチャーに対し、次の各号に掲げる支援措置を講ずることができる。

- (1) 新事業促進部は、総合的な相談窓口として、会社設立支援、事業計画策定支援、資金調達支援、研究開発支援、販売販路開拓支援、専門家の紹介、機構外オフィスの提供に関する情報提供及び会社経営に関するセミナーについての情報の提供等を行うこと。
  - (2) JAXA ベンチャーが機構の知的財産を利用する場合は、独占的又は一部独占的な利用の許諾及び実施料の支払いの一定期間の猶予もしくは免除又は無償等を認めること。
  - (3) 職員が JAXA ベンチャーの業務を遂行する上で必要な機構内連絡事務所を設置するとともに、機構内連絡事務所の使用料及びこれに伴う光熱水費は無償とすること。
- 2 機構は、JAXA ベンチャーとの間で、前項各号に定める支援措置の内容、条件等について契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- 3 新事業促進部は、職員が JAXA ベンチャーの活動を準備する段階において、第1項第1号に掲げる措置を講じること又は同項第2号及び第3号の措置に必要な検討を行うこと

ができる。

- 4 職員が JAXA ベンチャーの活動を行う場合は、人事部長が別に定めるところにより兼業として行うものとする。
- 5 職員が創業者又は当該事業について責任を要する者として JAXA ベンチャーの業務を遂行する場合は、人事部長が別に定めるところにより休職することができる。

(認定の申請)

第4条 JAXA ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1の JAXA ベンチャー計画申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、新事業促進部長に提出しなければならない。

(JAXA ベンチャーの要件)

第5条 機構は、以下の全ての条件を満たす会社であることを第6条に定める委員会で審査する。

- (1) 機構の知的財産又は機構の業務により獲得した知見を利用した事業であること。
- (2) 創業者又は当該事業について責任を要する者が、利用する機構の知的財産又は知見について必要な知識を有していること（職員が創業者又は事業責任者である場合も同様とする。）
- (3) 経営戦略が適切であり、事業性が見込めること。
- (4) 事業の目的が、機構の信用を傷つけるものではないこと。
- (5) 職員が創業者又は当該事業について責任を要する者である場合の休職について、人事部長が別に定める条件。

(委員会の設置と審査)

第6条 新事業促進部長は、JAXA ベンチャーの申請の内容が前条各号に掲げる JAXA ベンチャーの要件を満たすか否かを確認するとともに、JAXA ベンチャーとしての認定可否を審査するため、委員会を設置する。

- 2 委員長は新事業促進部長とし、委員会は新事業促進部長が指名する者により構成されるものとする。
- 3 委員会は、第4条に定める申請書の提出が行われた際に委員長が招集する。
- 4 委員会は、審査にあたり、申請者の事業について少なくとも1名の機構内有識者の意見を聴くものとする。
- 5 委員長は、審査結果を新事業促進部担当理事に報告する。
- 6 人事部は、委員会における審査に基づき、休職に係る必要な手続きを行う。

(認定)

第7条 新事業促進部担当理事は、前条第5項に定める審査結果の報告に基づき JAXA ベンチャーとしての認定又は不認定を決定し、申請者に書面その他の方法により通知する。なお、通知の際に前条第6項に定める手続きの終了を条件とすることができる。

2 前項による認定が会社設立を条件としてなされた場合、認定の通知を受けた申請者が会社を設立したときは、機構は、事業者に当該会社の設立を証明する書類の提出を求めるものとし、当該書類の提出後に第3条第2項の所定の契約書を締結する。

(認定期間)

第8条 前条の認定期間は、認定の日から最大10年間とする。

2 前項にかかわらず、認定期間は、認定を受けた企業の設立の登記をした時から10年を超えないものとする。

(報告・調査)

第9条 機構は、JAXA ベンチャーに対し、毎事業年度の事業報告書及び翌年度の事業計画書を提出させるものとする。

2 機構は、JAXA ベンチャーの事業活動に関し、認定要件及び契約条件の履行の確認のために定期に報告を求め、又は、その状況について調査することができる。

(認定の解除)

第10条 機構は、次の各号の一に該当するときは、JAXA ベンチャーの認定を解除する。

(1) 第5条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) JAXA ベンチャーに社会的背信行為、機構の名誉を損なう行為又は機構の信用を害する行為があったとき。

(3) 機構が JAXA ベンチャーに対して支援を行うことが困難な状況に至ったとき。

(4) JAXA ベンチャーが株式の上場を行うに至ったとき。

(5) JAXA ベンチャーから認定解除の要求があったとき。

(6) その他、機構からの支援措置が不要な状況に至ったとき。

2 前項に係る JAXA ベンチャーの認定解除の決定は、新事業促進部担当理事が行う。また、機構は、解除が決定した場合は JAXA ベンチャーに対し、書面その他の方法により通知する。

(その他)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、他の規程、通達に定めるほか、新事業促進部長が通達で定めるものとする。

2 この規程の実施に必要な事項のうち、第3条第4項及び第5項に定める職員の休職に

については、人事部長が通達で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年3月16日から施行する。

附 則（平成30年3月28日 規程第30-14号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日 規程令和第2-22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 規程令和第3-20号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

令和 年 月 日

JAXA ベンチャー計画申請書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
新事業促進部長 殿

（申請者所属部署名）

（役職名・氏名）

印

下記の内容にて、JAXA ベンチャーとしての申請をいたします。

記

1. 申請の趣旨
2. ベンチャー企業の概要
  - (1) 名称 :
  - (2) 設立年月日 :
  - (3) 本社所在地 :
  - (4) 事業内容 :
  - (5) 事業所 :
  - (6) 役員 :
  - (7) 従業員数 :
  - (8) 資本金 :
3. 事業計画
  - (1) 開発、販売計画
  - (2) 収支予測
  - (3) 許諾対象となる知的財産
4. 希望する支援措置
5. 希望する認定期間

以上

- ✓ 応募者要件とする「JAXA成果活用事業者」の想定事例を参考に示します。
- ✓ これら想定に限らず、個別ケースに応じたJAXA成果の活用状況の確認を行います。

## a. JAXA認定ベンチャー

JAXAの知財知見を主要な事業に活用し、ベンチャーとしてJAXAの認定を受けた企業  
認定済みのJAXAベンチャーは以下参照。

<https://aerospacebiz.jaxa.jp/venture/>

## b. JAXAとの共創（J-SPARC等）及び共同研究開発の相手先企業

JAXAとの共創及び共同研究活動において共同で創出した成果を活用し、その成果を主要な事業に活用する（又は活用しようとする）企業

## c. JAXA特許等の許諾契約を締結した（又は締結を予定する）相手先企業

JAXAとの間でJAXA特許等のライセンス契約を締結（又は締結予定）し、当該特許等の活用を主としたビジネスを行おうとする企業

## d. JAXA機器等を活用する企業

JAXAが開発した機器等を譲り受けて、当該機器等を活用し、ビジネスを行おうとする企業

## e. 事業移管先事業者

これまでJAXAが行ってきた事業の移管を受け、ビジネスを行おうとする企業

<補足>

1. 「成果活用事業者」とは、科学技術・イノベーション活性化法第34条の4第1項に規定する、研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。
2. JAXAの直接出資においては、JAXA出資業務規程第4条第1号及び第2号に定める者であって、以下のいずれかの要件にあてはまる成果活用事業者を対象とする。ただし、JAXAが出資する時点において株式会社である者に限る。
  - ① JAXAベンチャー支援規程(規程第16-19号)第7条の定めに基づき、機構によりJAXAベンチャーとして認定された企業
  - ② 機構の知的財産を活用する事業を行う者であって、シード・アーリー段階にあるもの。ただし、機構の知的財産の活用の度合いが僅少である場合には対象としない。